

京都学園大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

京都学園大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、京都学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「日本人らしい日本人」を基礎に、大学の教育目的を「世界的視野で主体的に考え行動する人材を育成すること」、教育目標を「人間力の育成」と具体的かつ明確に示され簡潔にわかりやすく文章化されている。

大学は教育研究の組織体制を、時代及び社会のニーズの変化に対応して時宜を失することのないように変更すべく取組んでいる。

大学の使命・目的及び建学の精神などを、学内外に周知し理解と支持を得ることに関し適切に取組み、更に三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）等に適切に反映され、また大学の中長期計画には大学の進む方向が明示されている。

「基準2. 学修と教授」について

教育課程の編成方針は教育目的を踏まえて明確にされており、教授方法の工夫・開発が適切に行われている。

教育・学修支援の仕組みが教職員協働の全学的な取組みとして展開され、効果を挙げるとともに、キャリア教育及び就職支援体制を整備し機能している。

学生ポートフォリオや人間力測定テストなどを通じて、学修成果を測る取組みが整備され成果を挙げている。

学生生活支援は「教育修学支援センター」において安定を図る仕組みが整っており、教育目的及び教育課程に即した教員及び施設整備がされ、適切に維持されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性が、関連法規を遵守することで確保され、法人及び大学が一体となった運営により維持されている。

理事会は大学の意思を反映できる仕組みを通じて、戦略的意思決定ができる体制を整備し機能している。

大学の意思決定の仕組みは、教授会及びその他の会議・組織などを通じて適切に機能すべく構築され、学長のリーダーシップが発揮できるよう工夫されている。

財務運営基盤は安定的に推移し、中長期的な組織運営体制により適切に運営されている。会計処理について、監査体制を整備し、実施する体制が作られている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価について、大学の使命・目的等に即した自主的・自律的な自己点検・評

価を行う仕組みが整備されている。

大学は、現状把握のための十分な調査・データ収集及び精査・分析を行い、自己点検・評価に活用する仕組みを構築している。また、自己点検・評価の成果を適切に活用できるよう、PDCA サイクルを機能的に動かす仕組みが構築されている。

総じて、建学の精神・理念などに基づいて具体的な教育目標が定められ、三つの方針を明確にした運営がされている。教育課程編成及びに実施の取組みの工夫が行われ、加えて学修成果を測る仕組みも整備されている。経営・管理と財務について、適切な仕組みのもとで運営されており、自己点検・評価の結果を改革・改善につなげる取組みが実施されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神である「日本人らしい日本人」を基礎に、大学の教育目的を「世界的視野で主体的に考え行動する人材を育成すること」、教育目標を「人間力の育成」と具体的かつ明確に示され簡潔にわかりやすく文章化されている。

大学の教育目的及び学部・学科・研究科ごとの教育目標などに関する文章は、簡潔にわかりやすく書かれており、ホームページに掲載されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色として、「幅広い職業人養成」を重点的に、教育目標の「人間力の育成」を行うため、人材ニーズ調査の結果に基づいた「社会が必要とする6つの基礎力」を定義した上で、「総合力としての人間力」モデルを作成し、ホームページなどに明示している。

大学の使命・目的及び教育の目的に即して、学部・学科及び大学院の教育目標が明示されている。

学校教育法第83条に従って、大学学則、大学院学則第1条に大学の目的が掲げられている。

自己点検・評価活動やFD(Faculty Development)活動などをもとに、学部学科の改組転換などを行い、時代及び社会のニーズの変化に対応して教育研究の組織体制を変更している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目1-3を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的などを、役員・教職員に周知し理解と支持を得ることに関して、教授会、大学評議会、理事会において、適切な取組みがされている。

大学の使命・目的については、大学案内やホームページなどで記載があり、入学式、卒業式、父母の会などの行事などで適宜説明がされ、学内外に周知されている。

大学の使命・目的などが、三つの方針に適切に反映されている。各年度の事業計画に加え、中長期計画において業務・課題などを明記してあり、大学の進む方向が明示されている。平成31(2019)年の創立50周年に向けグランドビジョン「京都学園大学中長期計画」や「大学再整備計画」にも教育目的が反映されている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、建学の精神、教育目標、三つの方針を実践する機能を中心に教育研究組織が整備されている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学の建学の精神及び使命・目的等に基づいて、アドミッションポリシーが大学・学部・学科の各単位で明確に定められており、それらが大学案内、入学試験要項、ホームページ等、種々の媒体を通じて周知が図られている。

オープンキャンパスの充実や AO 入試、各種の推薦入試、一般入試、センター利用入試等、学部・学科のアドミッションポリシーに沿った入学者の獲得を目標に、多様な選抜方法を提示する工夫がされている。

学生受入れ数の維持に関しては、平成 25(2013)年度に入学定員数を若干削減したにも関わらず一部の学科で定員充足率が低かったが、大学全体の定員充足率は概ね維持しており、現段階では充足していると認められる。

【参考意見】

○学部・学科再編や入学定員数の見直しなどの改組転換を行い、平成 27(2015)年度の学生募集でも良好な状況が見られていることから、定員充足率に関しては改革の成果を期待したい。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学部・学科及び研究科の各単位でカリキュラムポリシーが定められており、各教育目的を反映した教育課程の編成方針が適切に設定され、それに沿って特色ある体系的な教育課程が編成されている。教育課程表はホームページ、履修要項等に掲載され、周知が図られている。

学長のもとに「教育開発センター」を設置するなど、学位授与方針に基づく教育方法改善の組織体制を充実させ、その体制のもとで授業内容・方法に関する工夫・開発が活発に行われている。また、1 セメスター当たりの授業回数を確保し、履修登録単位数の上限を設定している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学部ごとの職員配置や職員のゼミ副担任制の導入など、教員と職員が協働して学生への学修・授業支援する多様な仕組みが整備され、学部・学科独自の取組みも合わせ、適切に運営されている。

オフィスアワーの全学的な実施、教育活動支援のための TA 制度の活用、留学生支援のためのチューター制の導入、各学科における中途退学者・留年者や授業の出席率が低い学生に対する指導など、教員が事務組織と連携を図りながら適切に対応している姿勢が認められる。

学生情報が集約された「京学なび」を活用して教職員と学生の情報の共有化が図られていると同時に、授業評価アンケートや学生と大学との「要求対談」などにより、学生の意見をくみ上げる仕組みがあり、学修・授業支援体制の改善に役立てている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則及び履修要項に明確に示され、厳格に運用されている。また、卒業の判定は学位授与方針に基づいて判定がなされ、厳正に運用されている。

各講義のシラバスには授業計画、成績評価の方法と基準、到達目標、準備学習の欄などが適切に配置され、学則で規定した成績評価基準のもとで GPA(Grade Point Average)評価を導入し、適切に活用している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育支援については、教育改革プログラムが文部科学省に採択されたことを機に積極的である。キャリア関連科目については、全学共通科目が必修科目として設置されている。その他、関連科目も設置されている。

就職支援体制については、「教育開発センター」「教育修学支援センター」「キャリアサポートセンター」が中心となって学生を指導する体制が整っている。また外部機関を利用できる体制も整っている。学生に対する面談に関する体制についても、二人の資格を持ったキャリアアドバイザーを配置するなど整っている。その他さまざまな施策が実施されている。

インターンシップに関しては、インターンシッププログラムに沿って実施されている。また長期インターンシップ、海外インターンシップの二つのプログラムが通常プログラムの他に実施されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価については、1年次生を対象に全学共通科目である「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」において点検・評価が行われている。各科目の到達目標については、シラバスに「この科目を履修すればどのような力がつくか」という項目で明示されている。また、その評価についても授業評価アンケートに「この科目の受講によりどのような力がついたか」という項目を設け検証できるようになっている。

教育内容の改善については、キャリアデザインの授業終了後、担当者全員が集まり点検・評価が行われている。全学ネットワークシステム「京学なび」の学生ポートフォリオを利用した指導が行われている。各セメスターの開始時と終了時に人間力測定テストが行われ、教育改善に利用されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活に関する機関として「教育修学支援センター」が設置され、厚生補導、経済的支援、課外活動支援などの仕組みが整っている。留学生に関しては、「国際交流センター」

が設置されている。その他、大学学生委員会と学部学生委員会があり、学生への支援体制が整っている。奨学金については、さまざまな奨学金が用意されている。課外活動に関しても、強化クラブを中心に支援が行われている。

学生からの意見・要望等を把握し、対応するための仕組みが整備され、学友会の中央委員会と大学側が折衝できる仕組みが整っている。

心身の健康管理については、保健室と相談室が設置され、それぞれ常駐担当者を置いて対応している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育目的及び教育課程に即した教員数が確保され適切に配置されている。

教員の採用・昇任に関する諸規定が整備され、適切に運用されている。教員の資質・能力向上への取り組みとして、公開授業・授業評価アンケートが年 2 回実施されている。FD に関しては、全学 FSD 推進委員会が設置され計画的に行われている。また、新規採用教員に関しては、外部機関が実施している研修会での研修が義務付けられている。

教養教育に関しては、大学教務委員会が、科目設定、担当者、担当時間数などを設定している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的達成のため必要な、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設などの施設設備を適切に整備し、有効に活用している。

研究活動に必要な教員の研究室は、広さ・数ともに確保されている。教育活動に必要な学修環境に関しては、適切に整備され、有効に活用されている。また、実験・実習施設についても適切に整備され、有効に活用されている。

図書館は、適切な規模を有し、十分な学術情報資料が確保されている。また、図書館を

十分に利用できる環境が整っている。

施設・設備の安全性に関しては、耐震基準を満たしていない校舎については補強工事を行い、安全性を確保している。バリアフリー、防火・防災管理、避難訓練、日常の警備など、施設の安全管理への対応は適切に十分行われている。また、学生の意見を施設・設備の改善に反映できる仕組みが整っている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律と誠実性の維持に関して、寄附行為に基づき経営され、学位等の諸規定は、関連法規を適切に遵守し、学内の諸組織・会議が運営されている。

使命・目的の実現のために、「学園総合協議会」を設置して、毎月開催し、学内諸機関が連携して継続的に努力できる体制を整備している。

大学の設置、運営に関連する法令遵守については、関連法令に基づいて諸規定を制定し、これらを遵守した運営を行っている。

環境保全・人権及び安全への配慮のためにハラスメント等の諸規定が制定され、定めに従い委員会が設置され適切な管理運営が行われている。

教育情報・財務情報の公表は、ホームページを通じて適切に行われている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備については、法人の役員は15人の理事と2人の監事から構成され、評議員も理事現員数の2倍を超え31人となっており私立学校法上の体制を遵守し、変化に対応できる組織となっている。各理事は担当職務を持ち、平成25(2013)年度8回の理事会を開催するなど、戦略的意思決定を行っており適切に機能している。

各理事の理事会への出席状況は良好であり、構成員としての職務を果たしている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目3-3を満たしている。

【理由】

大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、大学の最終意思決定機関を大学評議会と定め、その下部組織に学部長会議を設置し、それぞれの権限と責任は明確に示されており、全学的運営に係わる組織が整備され、適切に機能すべく運用されている。

大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップについては、教育修学支援センター（教務担当・学生担当）長、入学センター長の3人の補佐により、効率的で効果的な大学運営を行うべくリーダーシップを発揮できる体制にあり、意思決定機関の構成、組織上の位置付けが明確にされている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目3-4を満たしている。

【理由】

法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化については、法人と大学の間では理事会のほか「学園総合協議会」を中心に、管理運営上の組織間のコミュニケーションが図られ、意思決定の円滑化が行われている。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性については、寄附行為に基づいて評議員会の諮問事項が遵守されている。また、監事は寄附行為に基づいて適切に選考され、理事会に出席し、業務・財政状況に関する報告を確認している。

リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営については、理事長はリーダーシップを発揮し、法人の経営方針や重要な意思決定の内容を、全教職員に発信して浸透に努めている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保については「学園管理運営規則」に従い、権限の適切な分散と責任の明確性の仕組みができています。法人組織及び大学組織とも、事務体制は適切に機能しており、人員配置も適切に行われている。

業務執行の管理体制の構築とその機能性に関しては、法人業務を大学組織で行うなど合理化に努め、適切な組織体制及び業務分担ができる仕組みとなっている。

職員の資質・能力向上を図るため、新人事考課制度を導入し教職員の意欲を高めている。職員の研修については、「京都学園大学事務職員研修方針」に基づき大学コンソーシアム京都が主催する研修等、外部研修を多く取入れている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立に関して、平成 24(2012)年度に大学再生計画として平成 32(2020)年までの中長期計画を立て、年度ごとの予算の管理運営を行う体制をとっている。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保については、入学者の減少により平成 19(2007)年より帰属収支差額が支出超過となっているが、寄附金募集、補助金の確保、科学研究費助成事業への申請など、外部資金獲得の努力を行っている。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理の適正な実施については、「学校法人京都学園会計規程」「会計規程施行細則」等の諸規定が整備され、その内容は十分なもので、それに基づき適正な処理を行う仕組みが構築されている。

会計監査の体制整備と厳正な実施については、監査法人による監査、監事による監査、が実施されている。監査法人による監査では監事との意見交換を行い情報の共有化を図っている。監事による監査では日常的業務監査が行われ、現状や今後の計画の意見交換が行われる体制が整っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自主的・自律的な自己点検・評価に関しては、学則に基づき「自己点検・評価委員会」を設けて、大学の使命・目的等に即した自己点検・評価を行う仕組みが整備されている。

自己点検・評価の適切性については、規定に基づいて委員会による定期的な検討を行うための会議が開催され、その評価結果を次年度以降にフィードバックしていく仕組みとなっている。自己点検・評価の客観性を確保するため、学外の有識者からなる外部評価委員会が設置されている。

自己点検・評価を定期的に（毎年継続して）実施しており、周期等は適切である。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

当機構の評価基準及び評価項目を参考にエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行っている。

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析については、データの収集は大学事務局が中心に行い、「教育修学支援センター」や「教育開発センター」が分析を行い各部署に発信する仕組みが整備されている。

自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表については、自己点検・評価報告書を理事会や大学評議会等の学内会議に報告しホームページにも公開している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性については、大学運営の改善・向上につなげる仕組みが組織的に構築されている。評価結果を活用するために、理事長メッセージとして入学者数、中退率、就職率の目標が示され、それを受けて入学者確保、中退予防、就職率向上実行プランを立案するなど PDCA サイクルの仕組みが存在し、機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携

A-1 地域社会との連携方針

A-1-① 地域社会との連携・協力に関する方針の明確化

A-1-② 地域社会との連携・協力に関する具体的取組み方針の明確化

A-2 地域社会との連携活動

A-2-① 地域連携活動の継続性

A-2-② 個性ある多様な取組みの具体性

A-2-③ 地域連携の深化

A-3 公開講座

A-3-① 公開講座の多様性

A-3-② ニーズに応える学習内容の企画・実践

【概評】

「教育から協育へ」をキーコンセプトとして、「地域に生き、活かされる大学」を地域社会との連携・協力に関する方針とし、「研究・連携支援センター」を窓口にキャンパス周辺の自治体と学術交流・地域連携の協定を締結し、知的・人的資源を広く提供して各種の連携プログラムを発足させて実績を挙げ、また今後とも連携を強化する方針を打出している。

地域連携として各種製品の開発・製造・広告・販売に直接関わることで、学生に貴重な社会体験の場を提供し、継続的な活動内容にもなっている。京町家を借り受けたプロジェクトなども、他に見られない個性ある取組みと考えられる。

高大連携に関しては、高等学校の個別のニーズに応じて協定内容を充実したり、大学の施設や知的資源を生かした事業を提供したりして、広範に有機的に、地域に開かれた大学として社会貢献に取り組む姿勢が見られる。

京都府亀岡市域や京都市中京区域との学術交流やプロジェクトの推進、各種の市政参画など、多様な取組みを通じて教員及び学生が地域連携に積極的に関わり、その継続的な活動や連携強化により内容が深化している状況が確認される。

「研究・連携支援センター」、各学部、京町家での市民講座など、一般市民や地域住民のニーズに配慮し、また教育の一環として学生を対象とした多様な公開講座を地域連携プログラムとして企画・実践し、知的財産を積極的に提供しており、その継続的な活動を通じて内容的にも深化している様子が伺われる。

